

短期滞在入国者等の感染症法上の入院医療費の自己負担について（案）



令和3年6月25日
厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

短期滞在入国者等の感染症法上の公費負担医療について

背景

- 入国者が新型コロナ患者として入院した場合、入院医療費は公費負担（※1）となるが、この負担につき、本人負担（民間保険からの支払）とするとともに、通訳費用など特有の事情による費用についても何らかの対応をすべきではないかという論点がある。
※1 国3/4、都道府県等1/4負担。いわゆる保険優先・現物給付であり、公的保険に加入している国内在住者の場合、当該保険からの支払が優先。
- この点、感染症法上、入院医療費は患者の申請に基づき都道府県等が支払いを行うとともに、本人に負担能力がある場合は負担を要しないこととしており、個別のケースに応じて自己負担が生じることが想定されている（※2）。
※2 現在、自己負担については、事務次官通知により、都道府県等に対し、「最大2万円（市町村民税の所得割の額の合算額56万4千円超（年収1300～1400万円程度））」であることを技術的助言。
- 現在、観光客の入国は停止されているが、入国時に誓約書を記入して入国している者（短期滞在入国者等）（※3）が一定数いるため、そうした者の感染症法上の自己負担の取扱いについて検討する必要がある。
※3 外国籍の者に限らず日本国籍である者も含めて、我が国への入国時に民間保険加入に関する誓約を行った者（受入れ責任者が誓約を行っている場合を含む）。
- これらの者は基本的に社会保険料や納税の負担が発生しておらず、支払能力のある場合は能力に応じて自己負担いただくことが合理的と考えられる一方で、医療機関が費用徴収を逃したり、患者が入院を拒んだりすることにならないよう、慎重に検討する必要がある。

対応方針

- 短期滞在入国者等は、基本的に、誓約書に基づき相当の補償額を定める民間保険に加入した上で入国していることを踏まえ、原則として感染症法第37条第2項上の負担能力があると認められることから、短期滞在入国者等のうち新型コロナウイルス感染症の入院患者に限り、当該民間保険の補償額の範囲内で自己負担を求めることが可能である旨技術的助言を行ってはどうか。
- 都道府県又は医療機関から直接保険会社に請求を行える仕組み（キャッシュレス）を導入している保険商品に患者が加入している場合には、積極的にその仕組みを活用するよう都道府県にお願いしてはどうか。
- 「キャッシュレス」を導入している保険商品については、コロナ入院医療費のみならず、医療機関が短期滞在入国者等に提供する一般的な医療費を徴収する際にも活用可能であるため、当該保険商品の活用を検討するよう医療機関にお願いしてはどうか。

費用負担のイメージ（案）

自己負担分の考え方

- 感染症法上の入院医療費については、公的保険と公費負担（国3/4、都道府県等1/4）によってまかなわれており、公的医療保険加入者及び納税者全体で負担を分かち合う仕組みとなっている。
- 短期滞在入国者等については、基本的に、このような負担が発生していない者であり、支払能力のある場合にはその能力に応じた負担をいただくことが合理的であるため、民間保険での資力確保を前提に、その補償額相当分を自己負担分としてはどうか。

①短期滞在入国者等に対して自己負担分を引き上げる案（民間保険での資力確保を前提）

自己負担分（民間保険）

いわゆる
「公費負担分」

(残額を負担)

②「公的保険相当分（例：7割）＋自己負担上限2万円」を自己負担とする案

自己負担分

いわゆる「公費負担分」

【参考：現行の感染症法上の公費負担】

- 公的保険あり&市町村民税の所得割の額の合算額56万4千円以下の者

39条に基づく公的保険優先

いわゆる「公費負担分」

- 公的保険あり&市町村民税の所得割の額の合算額56万4千円超の者

39条に基づく公的保険優先

いわゆる「公費負担分」

37条②に基づく自己負担（2万円※）

※現在、自己負担については、都道府県等に対し、「最大2万円（市町村民税の所得割の額の合算額56万4千円超）」であることを通知。

感染症法上の費用負担に関する規定

(入院患者の医療)

第三十七条 都道府県は、都道府県知事が第十九条若しくは第二十条（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。）又は第四十六条の規定により入院の勧告又は入院の措置を実施した場合において、当該入院に係る患者（新感染症の所見がある者を含む。以下この条において同じ。）又はその保護者から申請があったときは、当該患者が感染症指定医療機関において受ける次に掲げる医療に要する費用を負担する。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 医学的処置、手術及びその他の治療
- 四 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

2 都道府県は、前項に規定する患者若しくはその配偶者又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に定める扶養義務者が前項の費用の全部又は一部を負担することができる」と認められるときは、同項の規定にかかわらず、その限度において、同項の規定による負担をすることを要しない。

- 3 (略)
- 4 第一項の申請は、当該患者の居住地を管轄する保健所長を経由して都道府県知事に対してしなければならない。

(他の法律による医療に関する給付との調整)

第三十九条 第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定により費用の負担を受ける感染症の患者（新感染症の所見がある者を除く。）が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和三十七年法律第八十号）又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定により医療に関する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において、第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定による負担をすることを要しない。

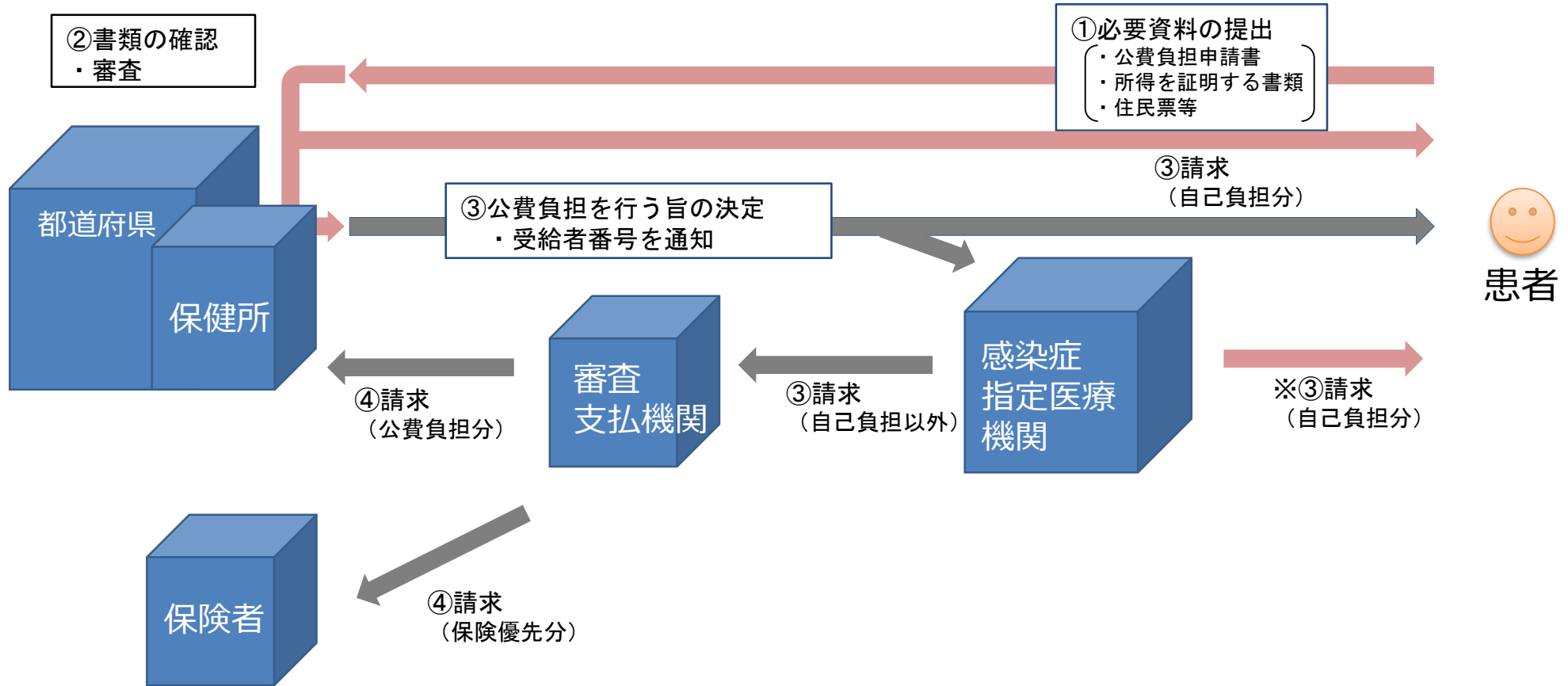
- 2 第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定は、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）の規定により医療を受けることができる結核患者については、適用しない。
- 3 第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定による費用の負担を受ける結核患者が、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の規定による療育の給付を受けることができる者であるときは、当該患者について都道府県が費用の負担をする限度において、同法の規定による療育の給付は、行わない。

(診療報酬の請求、審査及び支払)

第四十条 感染症指定医療機関は、診療報酬のうち、第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定により都道府県が負担する費用を、都道府県に請求するものとする。

- 2 都道府県は、前項の費用を当該感染症指定医療機関に支払わなければならない。
- 3～5 (略)
- 6 都道府県は、感染症指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 7 (略)

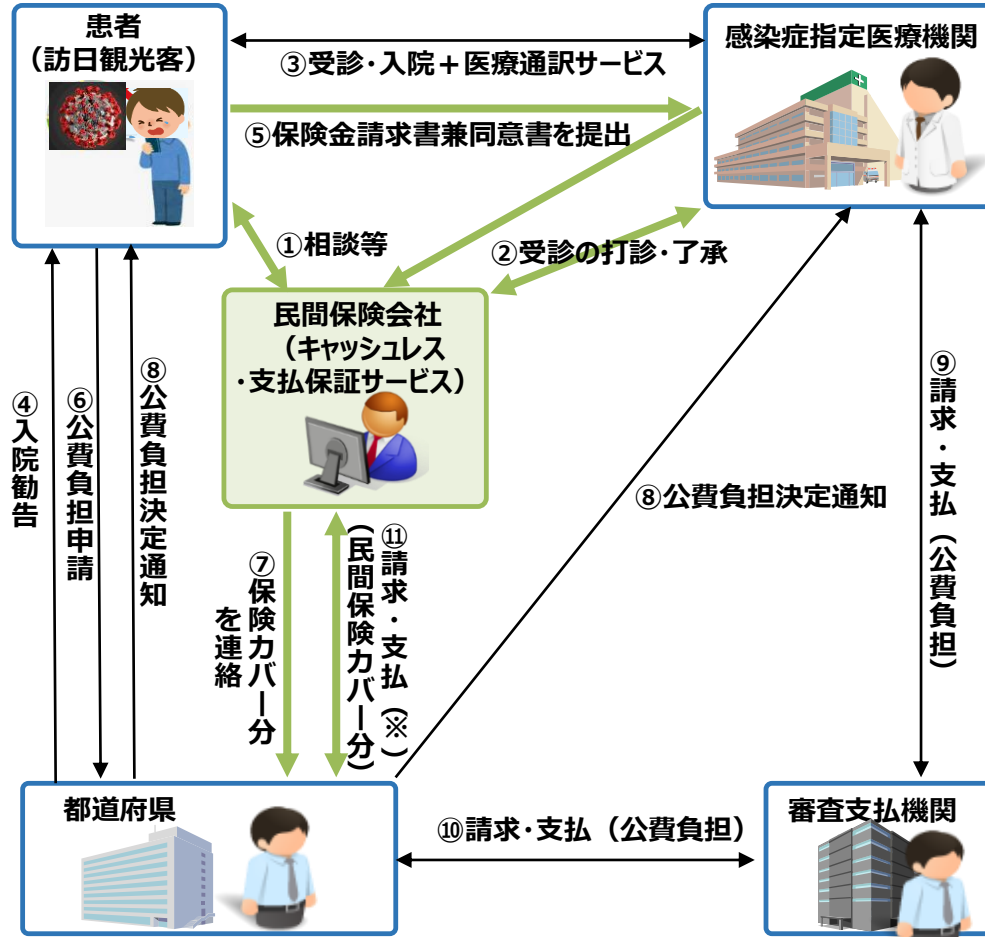
費用請求の流れ（現行）



※ 入院中に自己負担が発生することが判明した場合は、都道府県が徴収するのではなく、医療機関に直接徴収させる運用もありうる。

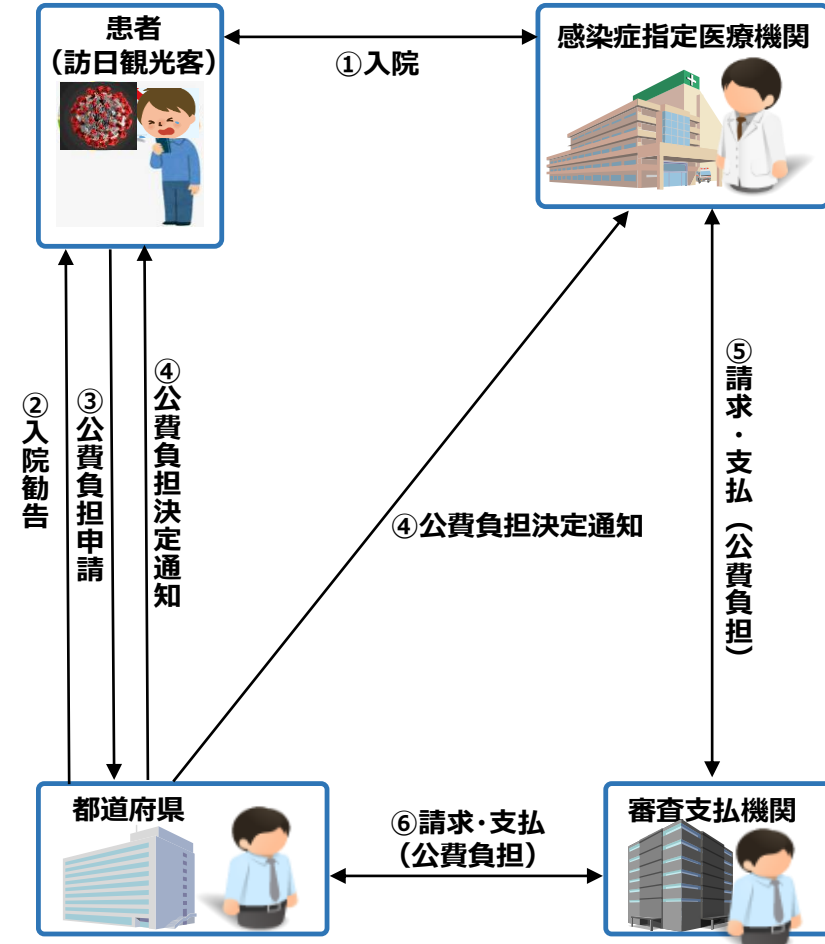
キャッシュレス民間保険に加入している場合の費用負担の流れ（イメージ）

キャッシュレス民間保険に加入しているケース



※ 感染症指定医療機関が民間保険会社に直接入院医療費を請求、保険金の支払いを受けることも可能。

通常のケース



○ 感染症法第37条第2項の規定による自己負担分について、その負担の程度は、最終的には都道府県が判断することとなる。